

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>(別添2)「令和7年度PCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務に係る仕様書」に関するご質問</p> <p>・ 3. 業務内容 > (1) > ② > (イ) > (a) の「PCB廃棄物の届出情報の管理・集計」についての説明文の中で、『「(2) PCB廃棄物の届出情報の精査等」業務を終え』とありますが、これは、仕様書 3. > (1) > ③ (PCB廃棄物の届出情報の精査等) を指している、という理解で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
2	<p>(別添2)「令和7年度PCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務に係る仕様書」に関するご質問</p> <p>・ 3. 業務内容 > (1) > ②の冒頭の説明文4行目にて、『なお、本業務については、事前に環境省担当官の承諾を得た上で必要に応じ請負者の監督のもとで外注により行っても差し支えない。』とありますが、仕様書 3. > (1) > ③ (PCB廃棄物の届出情報の精査等) の業務についても貴省担当官の承諾を得た上で必要に応じ請負者の監督のもとで外注により行っても差し支えございませんでしょうか。</p> <p>※補足：本業務は、仕様書 3. > (1) > ② > (イ) > (a) の説明文の中でも言及があり、両業務は連携しての対応が求められるものと考えられることから、必要に応じて、外注による一体的な対応が正確性・効率性の観点から適切であると思われることから確認させていただいた次第です。</p>	<p>仕様書 3. > (1) > ③ (PCB廃棄物の届出情報の精査等) の業務についても事前に環境省担当官の承諾を得た上で必要に応じ請負者の監督のもとで外注により行っても差し支えございません。</p>
3	<p>(別添2)「令和7年度PCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務に係る仕様書」に関するご質問</p> <p>・ 3. 業務内容 > (5) > ①の「相談受付窓口の設置及び対応」についての説明文の中で、『相談は1日10件(1件当たり6分の通話を想定)、年間を通じて2420件程度を想定している』とあります。令和6年度の仕様書では、『令和4年4月から令和5年3月末までの相談等の件数は約400件となる。』との記載でしたが、令和7年度は、相談件数が大幅に増加すると想定されている理由を教えてください。</p>	<p>低濃度PCB廃棄物の処理期限(令和9年3月末)が近づいていることから、駆け込みでの処理を行おうとする保管事業者からの相談が増加すると見込んでおります。</p>